

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
1月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
指定施業要件の変更予定保安林(阿武町) (森林整備課) ……………
- 公告  
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(御蔵戸)換地区)換地計画書の縦覧 (農村整備課) ……………
- 国営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧 (農村整備課) ……………
- 柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課) ……………

### 山口県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和二年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
阿武郡阿武町大字宇田字穴田七九一の一、字猪ノ木ヶ谷八六〇から八六二まで、八六四、一〇四二五の三、一〇四二五の四、一〇四二五の六、一〇四二五の九、一〇四二五の一〇、一〇四二五の一六から一〇四二五の二三まで、一〇四二八、一〇四二九、一〇四三〇の一、一〇四三〇の二、一一四五五、字敷ノ上一〇四二〇の一、一〇四



四二一、字汁汲一〇四三八、大字奈古字遠岳一〇一四〇、一〇一四〇の一、一〇一四〇の五、一〇一四〇の一三五、一〇一四〇の一三七、一〇一四一の一〇、一〇一四一の一八から一〇一四一の九六まで、一〇一四二の三、一〇一四二の四、一〇一四二の一から一〇一四二の一三まで、大字福田下字笹ヶ埵一〇五〇〇、字上ヶ迫一〇五〇二、一〇五〇三、一一九五六、字岡一〇六五三の三、字奥ノ原一〇八二の二三

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(七) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(御蔵戸)換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区波野(御蔵戸)換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類  
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(御蔵戸)換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
令和二年一月二十日から同年二月十日まで

令和二年一月十七日印刷

令和二年一月十七日発行

山口県知事

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地計画を定めただけ、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年一月十七日

山口県知事 村岡 政

一 縦覧に供する書類

県営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年一月二十日から同年二月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九)

柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年一月十七日

山口県知事 村岡 政

一 開催の日時

令和二年二月二十七日(木曜日)午後七時

二 開催の場所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する柳井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、田布施都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年二月二十日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一)山口県土木建築部都市計画課に提出していただく。

なお、郵送の場合は、令和二年二月二十日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者が選定されることがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨について、公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるとする者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市建設部都市計画・建築課

熊毛郡田布施町大字下田布施三四四〇番地の一

田布施町役場

熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一

平生町役場

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)